

【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年文部科学省令第十五号） 新旧対照表】
 ◎学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第七十条 学校教育法第百十条第三項に規定する細目は、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の定めるところによる。</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 	<p>第七十条 学校教育法第百十条第三項に規定する細目は、同法同条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の定めるところによる。</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>（新設）</p>

八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に
関すること

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が
修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努める
ものとする。

3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行
物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができ
る方法によつて行うものとする。

第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第
二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第
百四条第三項、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十九
条から第七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。こ
の場合において、第六十一条第三号中「教育委員会」とあるのは「教
育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公
立大学法人の理事長）」と、第六十四条第一項中「第五十五条」とあ
るのは「第二十三条において準用する第五十五条」と、同条第三項中
「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第九十八条の規定
により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教
育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置
基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置
基準」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第二十三条にお
いて準用する第五十五条」と読み替えるものとする。

第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第
二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第
百四条第三項、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十九
条から第七十二条までの規定は、高等専門学校に準用する。この場
合において、第六十一条第三号中「教育委員会」とあるのは「教育委
員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公立大
学法人の理事長）」と、第六十四条第一項中「第五十五条」とあるの
は「第二十三条において準用する第五十五条」と、同条第三項中「第
九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第九十八条の規定によ
り高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設
置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準
及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準
」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第二十三条において
準用する第五十五条」と読み替えるものとする。

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（削除）</p> <p>（教育研究上の目的）</p> <p>第二条 大学は、学部、学科又は課程等ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第二条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。</p> <p>（教育研究上の目的の公表等）</p> <p>第二条の二 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の三 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（削除）</p> <p>（教育上の目的）</p> <p>第三条 高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定めるものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第三条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第三条 高等専門学校は、当該高等専門学校における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。</p> <p>（教育上の目的の公表等）</p> <p>第三条の二 高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定め、公表するものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第三条の三 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>

◎大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>（教育研究上の目的） 第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（教育研究上の目的の公表等） 第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（削除）</p> <p>（教育研究上の目的）</p> <p>第二条 短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第二条 短期大学は、当該短期大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。</p> <p>（教育研究上の目的の公表等）</p> <p>第二条の二 短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の三 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>

◎学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。</p> <p>二（四）略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。</p> <p>一 教育研究上の基本となる組織に関すること。</p> <p>二 教員組織に関すること。</p> <p>三 教育課程に関すること。</p>	<p>（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、法並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。</p> <p>二（四）略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。</p> <p>一 教育研究上の基本となる組織に関すること。</p> <p>二 教員組織に関すること。</p> <p>三 教育課程に関すること。</p>

<p>四 施設及び設備に関すること。</p> <p>五 事務組織に関すること。</p> <p>六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。</p> <p>七 財務に関すること。</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に 関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法施行規則第百六十九条第一項第一号から第八号までに 規定する事項を公表することとしていること。</p> <p>2 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>四 施設及び設備に関すること。</p> <p>五 事務組織に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>六 財務に関すること。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に 関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百六十 九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することと していること。</p> <p>2 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
---	---